

# 平成17年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の 政策への反映状況に関する報告（概要）

評価法※第19条に基づいて毎年、国会に報告（今年で4回目）

※ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年6月29日法律第86号）

- 政策評価の総件数 約1万件（ほぼ例年どおり）
- あらかじめ達成目標を設定し、政策実施後にその達成度合いを測定する評価手法（目標管理型の評価手法）を17府省中16府省が採用（約700件実施）
- 評価法附則第2条に基づく「見直し」の結果、政府は「基本方針」を改定※※。今回は「見直し」後最初の国会報告  
各府省は改定を受け、平成18年3月末までに基本計画の改定等を実施

※※ 「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定、平成17年12月16日改定）

# 平成 17 年度の政策評価の特徴

## ○ 政策評価制度が定着

政策評価件数 総件数は約 1 万件でほぼ例年どおり

評価手法の一つとして目標管理型の評価手法を 17 府省中 16 府省が採用 (約 700 件)

政策評価結果の予算要求等への反映が進展

- ・ 公共事業を中心に政策評価の結果、事業の廃止・休止・中止等

(平成 14 年度～17 年度の 4 年間で、総事業費等 約 3.2 兆円の廃止・休止・中止)

- ・ 目標管理型の政策評価の結果、約半数が政策の改善・見直しに反映

## ○ 自主的な取組も進展 (平成 16 年度→17 年度の変化)

義務付け 3 分野※以外の一般政策の評価において、各府省が自主的・積極的な取組

- ・ 新規事業・施策等の事前評価に取り組む府省数、評価件数が増加 (10 府省 348 件→13 府省 357 件)
- ・ 予算要求に向けて行われた事前評価に基づく政策の改善・見直し件数が増加 (18 件→74 件)

未着手・未了事業の再評価件数、その結果に基づく廃止・休止・中止件数が増加

(1,710 件→2,011 件)

(30 件→42 件)

※ 義務付け 3 分野：評価法が事前評価を義務付けている、研究開発課題、個別公共事業及び個別政府開発援助の 3 分野

# 「見直し」結果を踏まえた措置

## 「基本方針」の改定

(平成 17 年 12 月 16 日改定閣議決定)

## 行政改革の重要方針

(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)

(ポイント)

- 重要政策に関する評価の徹底
- 政策評価の質の向上
  - 評価結果の予算要求等政策への反映
  - 評価の客観性の確保
- 国民への説明責任の徹底

## 各府省の「基本計画」等

各府省は、平成 18 年 3 月末までに、それぞれの「基本計画」の改定等を行い、「基本方針」の改定の内容に沿った改善措置を講じた

# 評価専担組織としての総務省の取組

○ 各府省と総務省は、次のような役割分担により、政策評価制度を運営

**各府省** → 所掌する政策について、自ら事前、事後の評価（政策評価）を実施（評価法第3条第1項）

**総務省** → 政府全体としての政策の統一性・総合性を確保するための評価、各府省が行った政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施（同法第12条第1項、第2項）

## ○ 統一性・総合性確保評価（各府省横断的政策の評価）

- ・ 平成18年3月「大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価」結果を取りまとめ・公表  
現在、3テーマ（「少年の非行対策」「リサイクル対策」「PFI事業」）の評価実施中
- ・ 平成16年度までに実施した評価について、関係府省における政策への反映状況をフォローアップ

## ○ 客観性担保評価（「やり方点検」及び「内容点検」）

- ・ 各府省が行った政策評価について、目標が明確であるか等評価の「やり方」を府省横断的・各府省別に点検し、今後の課題を提起
- ・ 各府省が行った政策評価に疑問（社会経済の実態を反映していないのではないか等）を生じた場合、政策評価の「内容」に踏み込み、評価のやり直し等改善を推進

# 1 各府省における事前・事後別、評価対象別の政策評価の実施状況

## ① 全体

□ 平成17年度の評価実施件数は、9,796件(対前年度 368件増)

(平成14年度 10,930件→15年度 11,177件→16年度 9,428件)

## ② 事前評価

□ 事前評価の実施件数は、4,561件(対前年度 586件減)

- ・ 評価法によって事前評価が義務付けられている3分野(研究開発課題、個別公共事業及び個別政府開発援助)以外についても、「新規個別事業」、「新規施策等」を行う際、自主的な評価を着実に実施 13府省357件(対前年度 3府省9件増)

(単位:件)

府 省 名	研究開発課題	個別公共事業(官庁営繕事業等を含む。)	個別政府開発援助(O D A)	左記以外の新規個別事業	新規施策等(規制を含む。)	計
内閣府	—	—	—	—	—	—
宮内庁	—	—	—	—	—	—
公正取引委員会	—	—	—	—	—	—
国家公安委員会・警察庁	—	—	—	13	—	13
防衛庁	12	—	—	6	—	18
金融庁	—	—	—	7	—	7
総務省	6	2	—	9	—	17
公害等調整委員会	—	—	—	—	—	—
法務省	3	—	—	5	—	8
外務省	—	—	30	—	1	31
財務省	1	—	—	—	1	2
文部科学省	22	—	—	51	2	75
厚生労働省	38	34	—	39	—	111
農林水産省	177	3,175	—	3	—	3,355
経済産業省	—	—	—	—	107	107
国土交通省	59	605	—	—	99	763
環境省	—	40	—	—	14	54
計	318	3,856	30	133	224	4,561

(注)「研究開発課題」及び「個別公共事業(官庁営繕事業等を含む。)」の欄には、評価法により事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各府省が自主的に取り組んでいるものを含む。

### ③ 事後評価

□ 事後評価の実施件数は、5,235件（対前年度 954件増）

- ・ ほとんどの府省が目標管理型の評価手法を用いることとしており、各府省の大部分の政策の評価に広く活用（16府省）

（単位：件）

府省名	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価 *実績評価方式等	特定のテーマを対象に適期に評価 *総合評価方式等	個別の継続事業等を対象に評価 *事業評価方式等	未着手・未了の事業等（個別公共事業及び政府開発援助）を対象に評価 *事業評価方式等	完了後・終了時の事業等（研究開発課題、個別公共事業等）を対象に評価 *事業評価方式等	計
内閣府	18	2	—	—	—	20
宮内庁	—	—	—	—	—	—
公正取引委員会	5	4	—	—	—	9
国家公安委員会・警察庁	—	1	3	—	—	4
防衛庁	2	13	2	—	11	28
金融庁	43	1	—	—	—	44
総務省	26	1	13	—	—	40
公害等調整委員会	5	—	—	—	—	5
法務省	28	—	2	—	—	30
外務省	—	62	—	8	—	70
財務省	34	1	—	—	—	35
文部科学省	204	1	6	—	—	211
厚生労働省	108	7	17	131	420	683
農林水産省	57	2	27	964	1,713	2,763
経済産業省	—	—	43	3	—	46
国土交通省	102	9	3	905	181	1,200
環境省	47	—	—	—	—	47
計	679	104	116	2,011	2,325	5,235

- （注） 1 「未着手・未了の事業等（個別公共事業及び政府開発援助）を対象に評価」の欄には、評価法第7条第2項第2号により事後評価が義務付けられている未着手・未了の事業のほか、それ以外の時点で各府省が自主的に評価を実施している事業が含まれている。  
2 国家公安委員会・警察庁は、実績評価方式を採用しているが、本報告の対象期間内に公表した実績評価書が無かった。

## 2 各府省における事前評価の結果の政策への反映状況

年度補助事業実施地区の採択等)に反映されているものが大半

- 事前評価の結果はすべて何らかの形で政策に反映しているが、このうち、  
 複数の代替案の中から適切な政策を選択したもの等「政策の改善・見直し等を行ったもの」が74件(対前年度 56件増)

### ① 平成18年度予算概算要求等に向けて行われた評価

(単位：件)

政策評価の結果の政策への反映状況	研究開発課題を対象	左記以外の新規個別事業を対象	新規施策等(規制を含む。)を対象	計
評価実施件数	121	133	166	420
政策評価の結果の政策への反映件数	121 (121)	133 (133)	166 (151)	420 (405)
政策の改善・見直し等を行ったもの	5 (5)	10 (10)	59 (59)	74 (74)

### ② 表①以外のもの

(単位：件)

政策評価の結果の政策への反映状況	研究開発課題を対象	個別公共事業(官庁営繕事業等を含む。)を対象	個別政府開発援助を対象	新規施策等を対象	計
評価実施件数	197	3,856	30	58	4,141
政策評価の結果の政策への反映件数	197 (197)	3,856 (3,856)	30 (30)	58 (47)	4,141 (4,130)

(注) 1 このほか、政策評価結果の平成18年度機構・定員要求への反映件数は55件(機構要求19件、定員要求51件)。

また、「平成16年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載した評価結果について新たに政策への反映を行ったとする件数は20件。

2 表①中の( )内の数値は、平成18年度予算概算要求等に反映した件数

3 表②中の( )内の数値は、公共事業の補助事業実施地区の採択、公募・外部評価型研究開発課題の課題の採択等に反映した件数

4 政策の改善・見直し等を行ったものには、「政策の所要の見直しを行ったもの」のほか、「複数の代替案の中から適切な政策を選択したもの」が含まれている。

### 3 各府省における事後評価の結果の政策への反映状況

- 事後評価結果はすべて何らかの形で政策に反映しているが、このうち、  
 未着手・未了事業等を対象とした事後評価の件数が増加（平成17年度2,011件 対前年度 301件増）、  
 また、その評価結果に基づく当該事業の廃止・休止・中止件数が増加（平成17年度 42件 対前年度 12件増）

（単位：件）

政策評価の結果の 政策への反映状況	現在実施されて いる政策を対象 に評価	行政の幅広い分野 を対象に定期的に 評価	特定のテーマを対 象に適期に評価	個別の継続事業等 を対象に評価	未着手・未了の事 業等（個別公共事 業及び政府開発援 助）を対象に評価	完了後・終了時の 事業等（研究開発 課題、個別公共事 業等）を対象に評 価	合 計
		*実績評価方式等	*総合評価方式等	*事業評価方式等	*事業評価方式等	*事業評価方式等	
評価実施件数	2,910	679	104	116	2,011	2,325	5,235
政策評価の結果の政策への 反映件数	2,910 (2,792)	679 (628)	104 (64)	116 (89)	2,011 (2,011)	2,325	5,235
これまでの取組を引き続 き推進	2,370 (2,295)	347 (316)	41 (21)	82 (58)	1,900 (1,900)	—	—
評価対象政策の改善・見 直しを実施	492 (449)	329 (309)	63 (43)	31 (28)	69 (69)	—	—
評価対象政策の 重点化等	175 (173)	144 (144)	15 (15)	16 (14)	0 (0)	—	—
評価対象政策の一部の 廃止、休止又は中止	71 (70)	55 (55)	5 (5)	11 (10)	0 (0)	—	—
評価対象政策を廃止、休 止又は中止	48 (48)	3 (3)	0 (0)	3 (3)	42 (42)	—	—

（注）1 このほか、政策評価結果の平成18年度機構・定員要求への反映件数は144件（機構要求69件、定員要求135件）。

また、「平成16年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載した評価結果について新たに政策への反映を行ったとする件数は5件。

2 表中の（ ）内の数値は、平成18年度予算概算要求等（18年度予算概算要求、公共事業の補助事業実施地区の採択等）に反映した件数

3 「完了後・終了時の事業等（研究開発課題、個別公共事業等）を対象に評価」とは、研究開発課題、個別公共事業等に係るもので、既に事業が完了したもの又は終了したものの政策効果の発現状況等を評価するものであり、当該2,325件については、今後同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際して反映



<各府省における基本計画の改定等の状況>

事 項	府 省 名																
	内閣府	宮内庁	公正取引委員会	国家公安委員会・警察庁	防衛庁	金融庁	総務省	公害等調整委員会	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
① 重要政策についての評価の徹底																	
i) 内閣の重要政策に関する評価の徹底	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ii) 政策評価の重点化・効率化	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
iii) 規制の事前評価の早期義務付けに向けた取組	○	—	○	○	—	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
iv) 複数府省が関係する政策	○	—	○	○	—	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 評価結果の予算要求等政策への反映																	
i) 評価結果と予算要求等の連携強化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ii) 政策体系の明示	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
iii) 説明責任の徹底	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
iv) 事前の事業評価について積極的な事後評価の実施	—	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 評価の客観性の確保																	
i) 達成目標の数値化	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ii) 学識経験者の知見の活用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 国民への説明責任の徹底																	
i) 国民に分かりやすい評価書・要旨の作成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注)1 本表は、各府省からの調査結果に基づき作成した。

2 本表中、「○」は各府省において基本計画の改定等を行ったものを、「—」は対象となる事項がない等のため基本計画の改定等を行っていないものを、それぞれ示している。

## 4 評価専担組織としての総務省における政策の評価の実施状況及びこの結果の政策への反映状況

### ① 政府全体としての政策の統一性・総合性を確保するための評価

- 平成18年3月「大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価」について評価書を取りまとめ、意見を付して関係府省に送付するとともに公表

大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価（総合性確保評価）

【関係行政機関】環境省、国土交通省、経済産業省、国家公安委員会・警察庁

【評価の結果】大気環境基準の達成率は全体として増加傾向にあるが、一部の交差点等周辺においては長期にわたり非達成対策の効果が顕著に発現するはずの対策地域において、二酸化窒素の大気環境濃度は著しい改善が見られない

【意見】有効な局地汚染対策の検討、大気汚染のメカニズムの解明、対策地域外からの非適合車の流入規制に係る検討等が課題

\* 現在3テーマ（「少年の非行対策」、「リサイクル対策」及び「PFI事業」）について評価を実施中

- 平成15年度、16年度に評価書を取りまとめた5テーマについて、関係府省において評価の結果を政策に反映

経済協力（政府開発援助）に関する政策評価（総合性確保評価）

【関係行政機関】内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省



成果重視のODAの実現を図るため、新ODA中期政策、国別援助計画の策定等を通じて、各援助形態・各府省間の連携促進、在外公館等の現地機関の機能強化等の取組を実施 等

検査検定制度に関する政策評価（統一性確保評価）

【関係行政機関】総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省



各種検査検定制度に関し、制度の変更やコストの分析を通じて、検査検定に係るコストの低減や選択範囲の拡大等に資する取組を推進

湖沼の水環境の保全に関する政策評価（総合性確保評価）

【関係行政機関】農林水産省、国土交通省、環境省



湖沼水質保全特別措置法の一部改正（17年6月）による、農地・市街地等の非特定汚染源からの汚濁負荷への対策強化 等

留学生の受入れ推進施策に関する政策評価（総合性確保評価）

【関係行政機関】文部科学省、法務省、外務省、厚生労働省



国費留学生の規模・国別割合・選考方法の改善等、私費留学生に対する学習奨励費に関する見直し等を実施

リゾート地域の開発・整備に関する政策評価（総合性確保評価）

【関係行政機関】総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省



総合保養地域整備法の規定に基づく国の基本方針を全面的に変更し、都道府県に通知。これを受けて、4県が同意基本構想（4構想）を廃止

## ② 各府省が行った政策評価の客観性の点検

### □ 政策評価のやり方点検

各府省が実施した政策評価を対象に、目標が明確であるか等評価に必要なポイントを点検

- 評価方式、分野別に政策評価の実施状況を整理・分析
- 初めて、府省別に政策評価の実施状況を整理・分析
- 今後の課題を提起するとともに、他の府省の取組に資する推奨事例を提示

(今後の課題)

- ・ 実績評価方式: 目標を数値化等により一層明確にすること
- ・ 事業評価方式: 自発的な取組として今後も推進すること
- ・ 公共事業: 費用便益分析に用いられたデータの公表、人口動態等を踏まえた厳正な需要予測の実施

モデル事業に係る政策評価について審査

- 平成16年度予算から試行的に導入されたモデル事業に係る初の政策評価について審査を実施
- 各府省に基本的・共通の課題を提起

(今後の課題)

- ・ モデル事業に係る政策評価を他の政策に係る政策評価から明確に区分すること
- ・ 次の事項を評価書において明らかにすること
  - i) 目標の内容及び設定の考え方 ii) 手段と目標の因果関係 iii) 目標の達成度合いの判定方法・基準
  - iv) 予算執行の効率化・弾力化効果

### □ 政策評価の内容点検

改めて政策評価を行うこと等が必要ではないかとの観点から、関係府省に対し事実関係や考え方の照会等を行い、事実関係を把握・整理し、改善を推進

- 各府省が行った政策評価に疑問(社会経済の実態を反映していないのではないか等)を生じた場合、政策評価の内容に踏み込み点検(9府省23件)
- 改善すべき点については、評価のやり直しを含め、各府省における必要な改善を推進(評価のやり直しは初めて)

[本件連絡先]

総務省 行政評価局 政策評価官室

政策評価官	： 岩田 <small>いわた</small> 一彦 <small>かずひこ</small>	(内線：9132)
総括評価監視調査官	： 鶴巻 <small>つるまき</small> 郁夫 <small>いくお</small>	(内線：9949)
総括評価監視調査官	： 大槻 <small>おおつき</small> 大輔 <small>だいすけ</small>	(内線：9139)
上席評価監視調査官	： 井上 <small>いのうえ</small> 浩孝 <small>ひろたか</small>	(内線：2556)

電話 (直通) 03-5253-5427～5429

(代表) 03-5253-5111

(FAX) 03-5253-5464

(E-Mail) [kans1027@soumu.go.jp](mailto:kans1027@soumu.go.jp)

「平成17年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」全文については、総務省ホームページ内の<http://www.soumu.go.jp/hyouka/houkokuf.htm>をご参照下さい。